



静岡県ローイング協会

静岡県ローイング競技の育成・普及・強化の為に、
是非、賛助会員に加盟して頂きますよう宜しくお願い申し上げます。
年会費：1口 5,000円～

静岡県ローイング協会 令和8年度(2026年度)賛助会員募集のお願い

拝啓 貴殿におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃より静岡のローイングに御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
昨年度、静岡のローイングには喜ばしいことがいくつかありました。
永年天竜ボート場月艇庫の管理人を務められた故太田雅彦氏に、日本ローイング協会から有功者表彰が授与されました。
また、天竜のローイングを指導者として支えて来られた鈴木真佐雄氏に、静岡新聞・静岡放送スポーツ賞体育功労章が授与されました。さらに、生涯スポーツの実践者として、またローイングの普及活動に尽力されてきた加藤愛夫氏に、日本スポーツ協会から日本スポーツグランプリ表彰が授与されました。ローイングの仲間として喜び合いたいと思います。その一方で、残念な事故もありました。これを重い教訓としていかなければなりません。
広島インターハイでは県内4クルーが決勝に進む活躍を、また滋賀国民スポーツ大会でも少年の舵手つきクォドルブルが、決勝と順位決定に進む活躍を見せてくれました。
これからも、みなさまとともに、アスリートを支える静岡県ローイング協会でありたいと願っております。
つきましては、本年も賛助会員の御協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

令和8年4月
静岡県ローイング協会
会長 林 邦之

資料①

静岡県ローイング協会規約抜粋

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 本協会は静岡県内のローイング活動の普及発達をはかるをもって目的とする。

第4条 本協会は(社)日本ローイング協会に対して静岡県を代表するものとする。

【事業】

第5条 本協会はその目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 静岡県内における競漕会
- 2 静岡県代表選手の育成・選定・派遣
- 3 ローイングに関する調査・研究並びに指導
- 4 競技者規定による選手資格の決定
- 5 静岡県内のボートの普及活動
- 6 その他目的達成に必要な事項

資料②

賛助会員規定

第1条 この規定は静岡県ローイング協会(以下「本会」という)規約第33条の規定に基づく賛助会員に関することを定める。

第2条 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同して入会した法人会員と個人会員をいう。

第3条 第2条による本会の趣旨とは本会規約第3・4・5条の目的及び事業を主とする他、本会競漕水域における地域活性化も添える。

第4条 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

- (1) 本会主催の主要競漕会への招待
- (2) 本会主催の講演会・懇親会等の参加資格
- (3) 本会年間活動関連品の配布
- (4) 本会活動に対する意見受理

第5条 賛助会員の資格は1年間毎(4月1日～3月31日)とする。

第6条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 1口 年額 1万円 注)2口以上でも可
- (2) 個人会員 1口 年額 5千円 注)2口以上でも可

第6条2項及び第7条の削除

附則 この規定は平成28年4月3日より施行する。

この規定は令和4年3月27日より改正する。

・ 振替口座 ゆうちょ銀行 浜松東
振替口座No 00800-7-72178 口座名 静岡県ローイング協会
※ 振替料金のご負担をいただきます。(令和4年1月～より:ゆうちょ銀行制度変更により)

・ 連絡先 TEL:090-7951-0778 FAX:053-441-7990 静岡県ローイング協会 総務委員長 鈴木宏和